（健康保険法施行規則の一部改正）

第十三条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項第二号中「、施設介護サービス費」を「、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に改め、同項第二号中「、施設介護サービス費」を「、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス、施設介護サービス費」に、「、同法第八条第二十二項」を「、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所、指定地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十四項」に改める。

第八十四条第一項第九号及び第八十五条第一項第三号中「、施設介護サービス費」を「、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第十四条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第九号中「、施設介護サービス費」を「、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に改める。

第七十二条第一項第五号中「、施設介護サービス費」を「、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費」に改める。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第十五条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「、施設介護サービス費」を「、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に改め、同項第二号中「、施設介護サービス費」を「、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費」に、「、同法第八条第二十二項」を「、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所、指定地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十四項」に改める。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十六条　養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二十条」を「第二条第一項」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第十七条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十五号中「第百八十一条第一項」を「同法第百八十一条第一項」に、「並びに介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四第一項」を「、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四」に、「指定市町村事務受託法人等の報告」を「指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十一条の九の指定都道府県事務受託法人の報告」に改める。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第八条第十五項」を「第八条第十六項」に改め、同条第二号中「第八条第十六項」を「第八条第十七項」に改め、同条第三号中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に改め、同条第四号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改める。

第五条第二号中「同条第十九項」を「同条第二十項」に改める。

第六条第一号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同条第三号中「第二十条」を「第二条第一項」に改め、同条第四号中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五十一号を第五十三号とし、第五十号を第五十二号とし、第四十九号を第五十一号とし、同条第四十八号中「第三十三号」を「第三十五号」に改め、同号を同条第五十号とし、同条第四十七号中「第二十二号、第二十三号及び第三十八号」を「第二十四号、第二十五号及び第四十号」に改め、同号を同条第四十九号とし、同条中第四十六号を第四十八号とし、第二十二号から第四十五号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十一号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十号中「第八条第二十四項」を「第八条第二十六項」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十九号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十八号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改め、同号を同条第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービス

第一条第十七号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「第八条第十六項」を「第八条第十七項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「第八条第十五項」を「第八条第十六項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三　介護保険法第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護